

				上のもの		四十三)		十日	業局長		十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十三)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十三)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
産業車両	動力付運搬車両			従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十四)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
航空機	航空機機体部品・付属装置 発動機補機(発動機の付属品を含む。) 航空計器・操縦訓練用設備			全 部		機械器具月報(その四十五)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
精密機械器具	計測機器 測定機器 試験機器 測量機器			従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十六)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十六)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
光学機械器具及び時計	光学機械器具 時計	カメラ 双眼鏡(プリズム式) 顕微鏡 カメラ用交換レンズ カメラの付属品 完成品 ムーブメント(自己消費を除く。)		従事者百名以上のもの		機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者五十名以上百名未満のもの		機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
					経済産業大臣の指定するもの	機械器具月報(その四十七)	二部	翌月十五日	経済産業大臣		
その他の機械	武器	武器		全 部		機械器具月報(その四十九)	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
	粉末や金製品(超硬チップを除く。)	粉末や金製品(超硬チップを除く。)		従事者百名以上のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		粉末や金製品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
鑄鍛造品	鍛工品	鉄系鍛工品 アルミニウム系鍛工品		従事者百名以上のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		鍛工品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	銑鉄鑄物	銑鉄鑄物 球状黒鉛鑄鉄		従事者百名以上のもの		銑鉄鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		銑鉄鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
可鍛鑄鉄及び精密	可鍛鑄鉄	鉄		従事者百名以上		可鍛鑄鉄及び精密鑄		翌月	経済産		翌月

		鑄造品	精密鑄造品	上のもの		造品月報	二部	十日	業局長		十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		可鍛鑄鉄及び精密鑄造品月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		非鉄金属鑄物	銅・銅合金鑄物	従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
			アルミニウム鑄物	従事者百名以上のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者二十名以上百名未満のもの		非鉄金属鑄物月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ダイカスト		従事者百名以上のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
				従事者三十名以上百名未満のもの		ダイカスト月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
繊維工業品	化学繊維	再生半合成繊維 合成繊維		従事者三十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	化学繊維月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	紡績糸	綿糸（コンデンサー糸を含む。） 羊毛糸 紡毛糸 絹紡糸（さく紡糸・ちゅう糸を含む。） 麻糸 再生・半合成繊維糸 アクリル糸 ポリエステル糸 その他の合成繊維糸		従事者二十名以上のもの又は精紡機八百錠以上を有するもの	二以上の事業所を有するもの	紡績糸月報	二部	翌月十日	経済産業局長		翌月十五日
	織物（細幅織物を除く。）	織物	綿織物 毛織物 絹・絹紡織物 麻織物 ビスコーススフ織物 人絹・アセテート織物 合成繊維織物	従事者十名以上のもの	二以上の事業所を有するもの	織物生産月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	タオル タイヤコード										
	タフテッドカーペット カーペット・フェルト 不織布類	タフテッドカーペット（不織布カーペットを除く） プレスフェルト（ニードルフェルトを除く。） 不織布		従事者二十名以上のもの		タフテッドカーペット・フェルト・不織布月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	染色整理した織物、ニット生地	染色整理した織物、ニット生地及び毛布		主たる工程を動力による機械設備によって行うものであって従事者二十名以上のもの		染色整理月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
	ニット生地並	ニット生地		従事者二十名以上のもの							

	びにニット製品及び織物縫製品	ニット製品	外 下 着 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類 衣 下 靴 手 袋 織 物 製 縫 製 品	従事者三十名以上のもの		ニット・衣服縫製品 月報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		
		織物製縫製品	外 下 着 ・ 補 整 着 ・ 寝 着 類 衣 下 靴 手 袋 織 物 製 縫 製 品	従事者三十名以上のもの								
	製綿・ふとん・網・細幅織物・組ひも・レース	製綿・ふとん			従事者二十名以上のもの		二次製品月報(製綿・ふとん・網・細幅織物・組ひも・レース)	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日	
		漁網・陸上網 合成繊維網			従事者二十名以上のもの							
細幅織物 組ひも レース生地				従事者十名以上のもの								
パルプ及び紙	パルプ	製紙パルプ		全 部		パルプ月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
		紙	紙(手すきの紙を除く。)	新 聞 巻 取 紙 印 刷 ・ 情 報 用 紙 包 装 装 用 紙 衛 生 用 紙 雑 種 紙	全 部	紙 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
	紙	板紙	段 波 ー ル 原 紙 紙 器 用 板 紙 雑 板 紙	全 部		板 紙 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
		段波ー			従事者十名以上のもの		段 波 ー ル 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
印刷	印刷	出 版 印 刷 商 業 印 刷 証 券 印 刷 事 務 用 印 刷 包 装 印 刷 建 装 材 印 刷 そ の 他 の 印 刷		従事者百名以上のもの		印 刷 月 報	一部	翌月 十五日	経済産 業大臣			
雑貨工業品	雑貨工業品	楽 器	ピ ア ノ 電 子 ピ ア ノ ・ 電 子 オ ル ガ ン 電 子 キ ー ボ ー ド 類 (ミ ニ キ ー ボ ー ド を 除 く 。) 管 楽 器 ギ タ ー ・ 電 気 ギ タ ー	従事者二十名以上のもの		楽 器 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
		家 具	金 属 製 家 具 木 製 家 具	従事者五十名以上のもの		家 具 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
			軽金属板製品(他に掲げる品目に属するものを除く。)		従事者二十名以上のもの		軽金属板製品月報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日
		文 具	鉛 筆 シャ ー プ ペ ン シ ル ポ ー ル ペ ン マ ー キ ン グ ペ ン ク レ ヨ ン ・ パ ス ・ 水 彩 絵 の 具 修 正 液 修 正 テ ー プ	従事者二十名以上のもの		文 具 月 報	二部	翌月 十日	経済産 業局長		翌月 十五日	
		玩 具	機 械 玩 具 (可 動 装 置 を 有 す る も の 。) プ ラ ス チ ッ ク 製 玩 具 (可 動 装 置 を 有 し な い も の 。)	従事者十名以上のもの		玩 具 月 報	二部	翌月 十日	都道府 県知事	翌月 十五日		

		革靴		従事者十名以上のもの		革靴月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		製革(牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革に限る。)		従事者十名以上のもの		製革月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ガラス製品(板ガラス及びガラス繊維を除いたもので、加工組立等をしていないものに限る。)		従事者十名以上のもの		ガラス製品・ほうろう鉄器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ほうろう鉄器		従事者二十名以上のもの							
		陶磁器	タイル 衛生用品 電気用器 台所・食卓用品 玩具・置物	従事者五名以上のもの		陶磁器月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
		ファインセラミックス		従事者五名以上のもの		ファインセラミックス月報	二部	翌月十日	都道府県知事	翌月十五日	
化学工業品	無機薬品、顔料及び化学肥料	化学肥料	アンモニア硝酸 硫酸アンモニウム(副生硫酸アンモニウムを除く。) 複合肥料(化成肥料のうち粒状のものに限る。)	全 部		化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報	一部	翌月十五日	経済産業大臣		
		ソーダ工業製品	か性ソーダ 塩酸ガス 液体塩素 塩酸 次亜塩素酸ナトリウム溶液								
		石灰及び軽質カルシウム類	石灰 軽質炭酸カルシウム	従事者十五名以上のもの							
		ふっ化物 りん化合物 カリウム塩 亜鉛化合物 鉄化合物 顔料	ふっ化水素酸 りん酸 水酸化カリウム 酸化亜鉛 酸化第二鉄 アゾ顔料 フタロシアニン系顔料	全 部		無機薬品・火薬類月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	
		酸化チタン カーボンブラック 活性炭 硫酸 その他の無機薬品	硫酸アルミニウム ポリ塩化アルミニウム ほう素 けい酸ナトリウム 過酸化水素 化学石灰 火薬及び爆薬								
		火薬類									
			触媒(主として触媒に用いられる物質に限る。)		全 部		触媒月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日
		高圧ガス、液体ガス及び固体ガス	酸素 アルゴン 水素 溶解アセチレン フルオロカーボン 炭酸ガス	全 部		高圧ガス月報	二部	翌月十日	経済産業局長	翌月十五日	